

# 金山町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

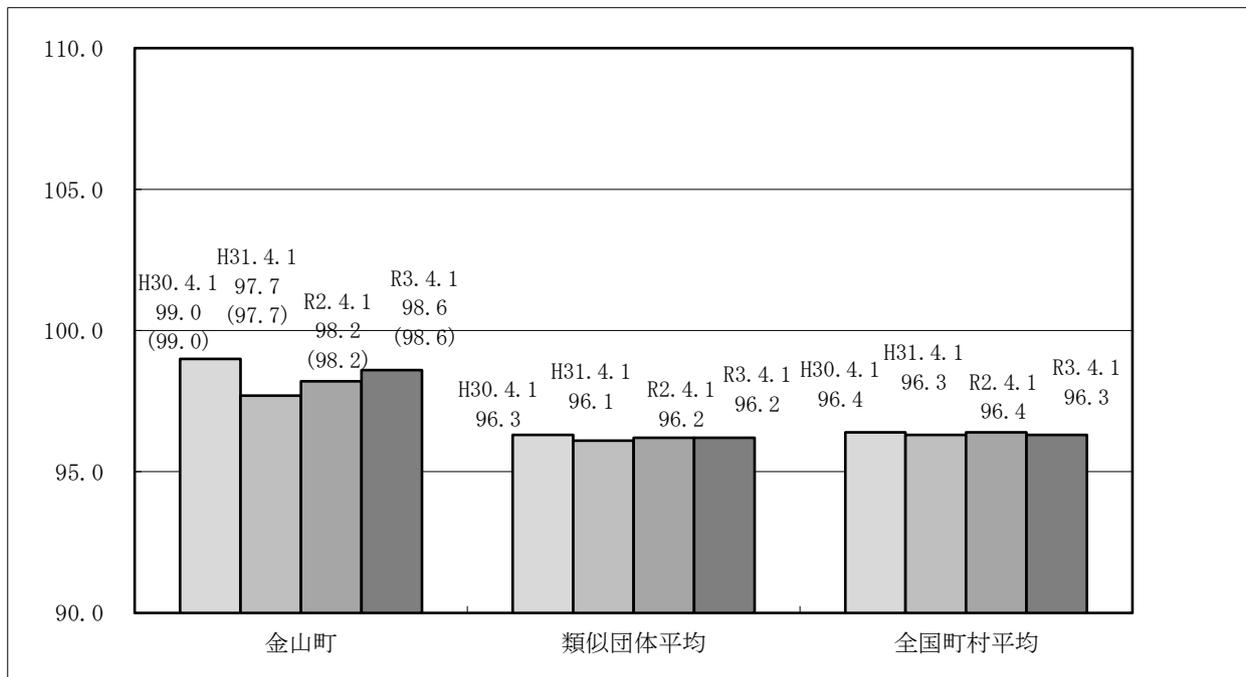
区分	住民基本台帳人口 (3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 31年度の人件費率
2年度	人 5,264	千円 4,927,458	千円 297,114	千円 717,791	% 14.6	% 14.0

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2年度	人 67	千円 229,268	千円 35,297	千円 98,662	千円 363,227	千円 5,421	千円 5,477

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
3年度	円 —	円 —	円 ( — %)	% —	% —	% —

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
3年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.45

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[  実施 ] 未実施

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。  
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

##### ②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準では支給が無く、金山町においても支給無し

## (6) 特記事項

- ① 平成14年4月1日から町長、副町長、教育長の給料月額を減額（R3年4月1日現在、町長20%、副町長10%、教育長5%を減額）
- ② 平成19年度から21年度まで、特別職、医師等を除く一般職の期末手当を年間0.5か月分減額

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（3年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
金山町	39.4歳	300,800円	346,267円	322,099円
山形県	43.8歳	335,300円	418,400円	362,500円
国	43.0歳	325,827円	—	407,153円
類似団体	41.3歳	303,228円	352,080円	328,022円

#### ② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
金山町	※	2人	※	※	※	—	—	—	—
うち運転手	※	2人	※	※	※	自動車運転手	56.6歳	181,500円	—
山形県	52.3歳	461人	335,600円	373,700円	353,200円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,201人	286,947円	—	328,603円	—	—	—	—
類似団体	51.1歳	4人	286,138円	305,729円	296,953円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
金山町	※	—	—
うち運転手	※	2,333.4千円	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成30～令和2年の3ヵ年平均）
- 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。（公務員の技能労務職員については、臨時・非常勤等職員を除外する常勤職員であるが、民間データでは、「フルタイム労働者、契約社員、アルバイト」などが含まれる。）
- 5 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- 6 個人情報の保護の観点から、対象となる職員が1人又は2人の場合は個人情報が特定されるため、各項の欄をアスタリスク（※）としている。数値のない欄については、ハイフン（—）としている。

(2) 職員の初任給の状況（3年4月1日現在）

区 分		金山町	山形県	国
一般行政職	大学卒	171,700円	185,100円	182,200円
	高校卒	150,600円	152,300円	150,600円
技能労務職	高校卒	149,500円	147,700円	—
	中学卒	145,000円	136,100円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（3年4月1日現在）

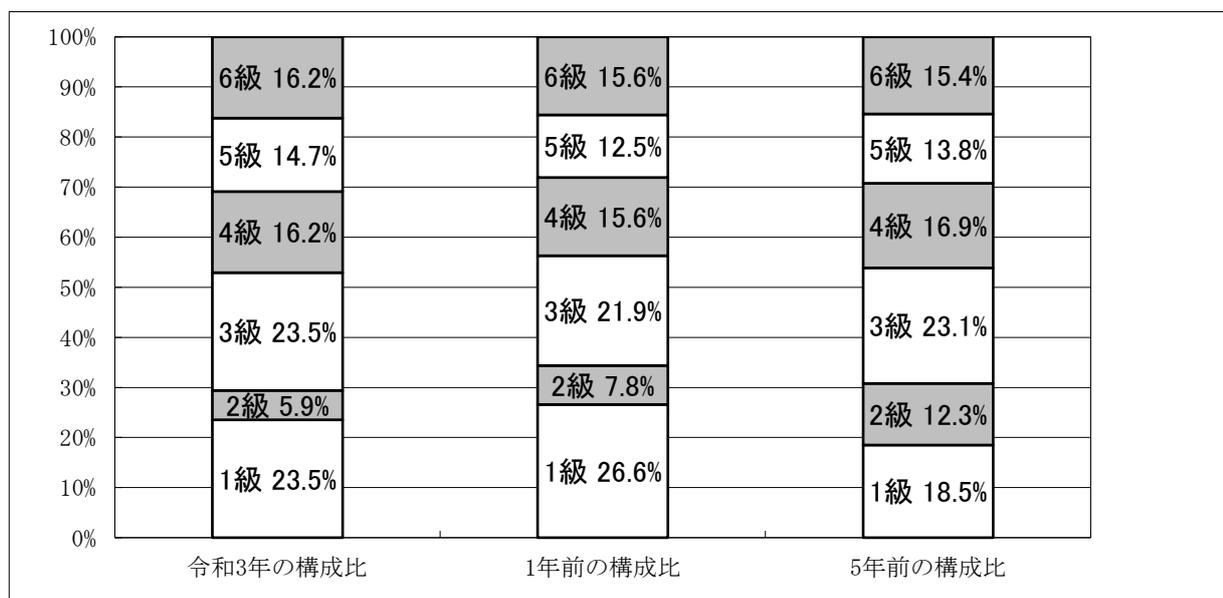
区 分		経験年数 10年	経験年数 20年	経験年数 25年	経験年数 30年
一般行政職	大学卒	258,200円	352,600円	382,900円	403,800円
	高校卒	229,500円	300,600円	357,200円	360,100円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（3年4月1日現在）

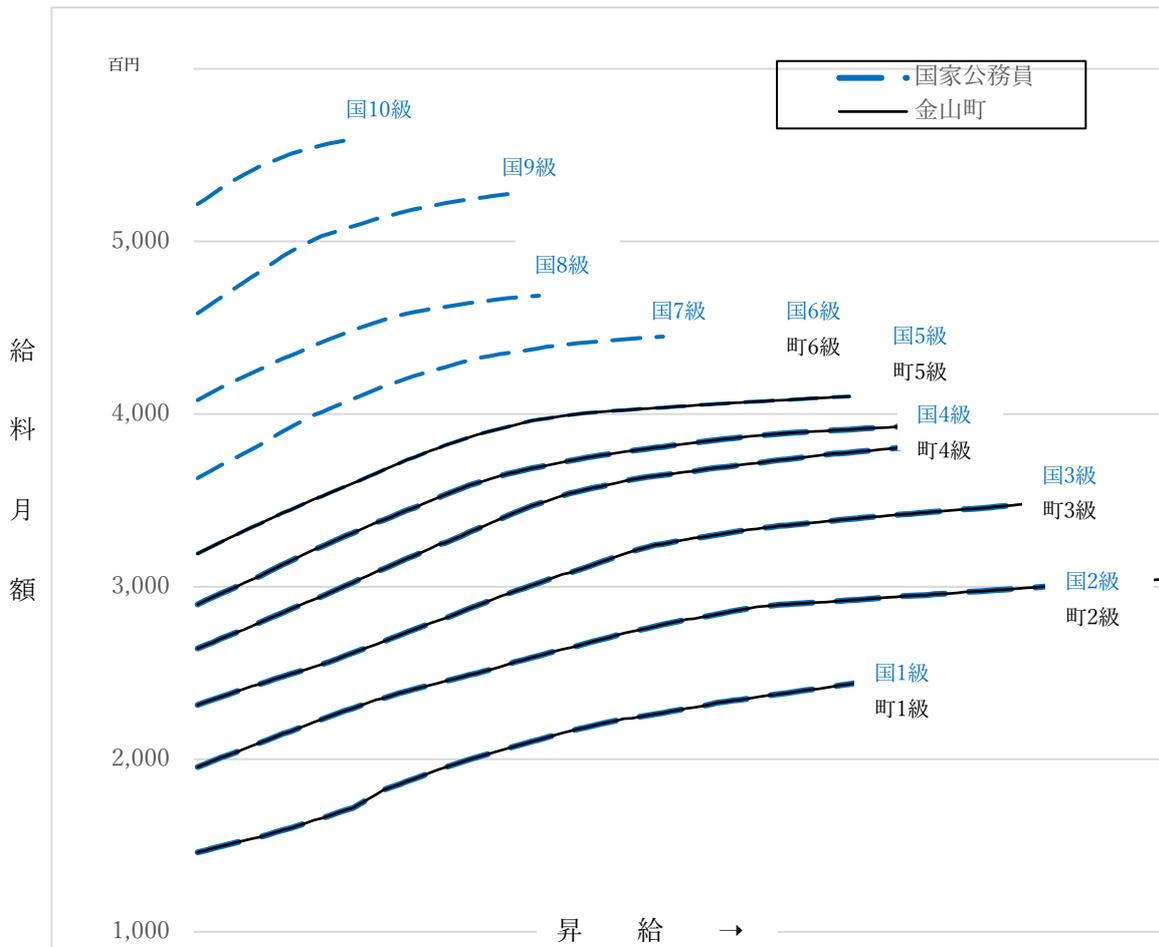
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・技師 主事補・技師補	16人	23.5%	146,100円	247,600円
2 級	主事・技師	4人	5.9%	195,500円	304,200円
3 級	主任・主任技師	16人	23.5%	231,500円	350,000円
4 級	係長	11人	16.2%	264,200円	381,000円
5 級	補佐	10人	14.7%	289,700円	393,000円
6 級	課長	11人	16.2%	319,200円	410,200円

- (注) 1 金山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（金山町）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績がある 区分	昇給可能な 区分	昇給実績がある 区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績がある 区分	昇給可能な 区分	昇給実績がある 区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	△	○	△	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

金山町	山形県	国
1人当たり平均支給額（2年度） 1,466千円	1人当たり平均支給額（2年度） 1,670千円	—
（2年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.90月分 （1.45）月分（0.90）月分	（2年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 1.85月分 （1.40）月分（0.90）月分	（2年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.90月分 （1.45）月分（0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5～20% ●管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ●役職加算 5～20% ●管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

### ○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（金山町）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				○
標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

### (2) 退職手当（3年4月1日現在）

金山町	国
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 早期退職特別措置（2～45%加算） 1人当たり平均支給額 20,344千円	（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%加算）

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当（3年4月1日現在）

制度はありません

(4) 特殊勤務手当（3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		16,096千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		1,006,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）		16.7%		
手当の種類（手当数）		7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（2年度決算）	左記職員に対する支給単価
オンコール手当	看護師	夜間・休日の緊急時対応	0千円	1回1,000円～2,000円
研修手当	医師	医師の研修	5,200千円	月額400,000円
医師手当	医師	医師の業務	3,510千円	月額220,000円～420,000円
緊急時対応手当	医師	医師の業務	2,400千円	月額200,000円
産業医手当	医師	医師の業務	600千円	月額50,000円
新型コロナウイルスワクチン接種対応休日勤務手当	医師	ワクチン接種業務	0千円	1日20,000円～40,000円
新型コロナウイルスワクチン接種業務手当	看護師	ワクチン接種業務	0千円	1日3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	16,526千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	201千円
支給実績（元年度決算）	18,005千円
職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	209千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（2年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）
扶養手当	子10,000円 配偶者・父母等6,500円	同		8,273千円	206,813円
住居手当	限度額28,000円	同		1,720千円	215,038円
通勤手当	交通機関利用 限度額55,000円 交通用具利用 限度額44,900円	異	交通用具使用 限度額、距離区分	3,860千円	77,206円
管理職手当	37,000円～45,000円	異	金額	6,501千円	541,750円

休日勤務手当	祝日法による休日等勤務した場合	同		0千円	0円
単身赴任手当	定額(30,000円)＋加算額(6,000円～58,000円)	同		0千円	0円
宿日直手当	勤務一回 4,200円～20,000円	異	医師の宿直	20千円	10,000円
管理職員 特別勤務手当	勤務一回 3,000円～6,000円	同		0千円	0千円
寒冷地手当	月 7,360円～17,800円	同		5,813千円	58,716円
夜間勤務手当	1時間単価の25%	同		2,294千円	163,891円

## 5 特別職の報酬等の状況（3年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	656,000円 (820,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 870,000円/391,500円
	副 市 町 村 長	558,000円 (620,000円)	653,000円/360,000円
	教 育 長	547,000円 (575,000円)	— 円 / — 円
報 酬	議 長	310,000円	355,000円/200,000円
	副 議 長	250,000円	316,000円/168,000円
	議 員	230,000円	301,000円/150,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(2年度支給割合) 3.30月分	
	議 長 副 議 員	(2年度支給割合) 3.30月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 820,000円×在職月数×100分の56.7	(1期の手当額) 22,317,120円
	副 市 町 村 長	620,000円×在職月数×100分の33.1	9,850,560円
	備 考	(支給時期) 任期毎又は通算	

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

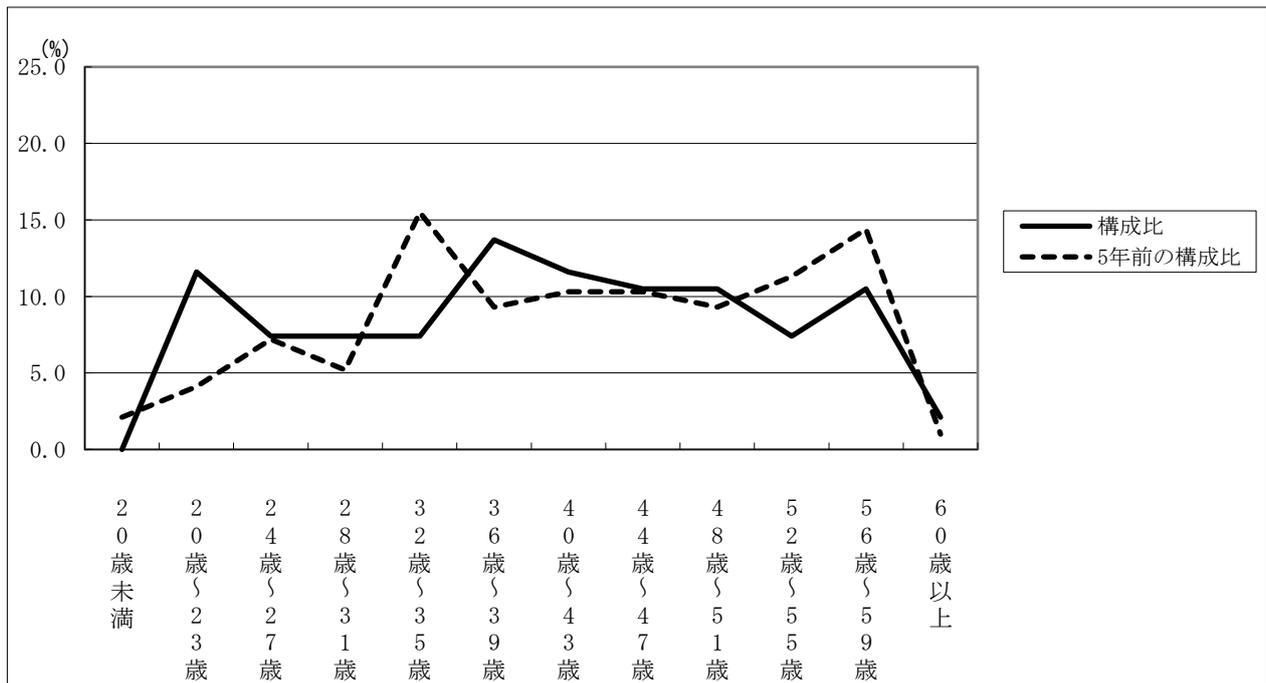
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
	令和2年	令和3年	令和2年	令和3年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1		業務見直しに伴う増 機構改革に伴う増 機構改革に伴う増
		総務企画	20	20		
		税 務	5	5		
		労 働				
		農 水	8	8		
		商 工	2	3	1	
		土 木	6	7	1	
	民 生	6	7	△1		
衛 生	7	7				
	計	55	58	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 110.18人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 111.52人)	
	教育部門	12	11	△1	機構改革に伴う減	

	小計	67	69	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 131.08人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 134.21人)
公営企業等部門	病院	20	13	△7	診療所無床化に伴う減
	水道	2	2		
	交通 下水道 その他	0 7	0 11	4	機構改革に伴う増
	小計	29	26	△3	
合計		96 [105]	95 [105]	△1 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 180.47人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

## (2) 年齢別職員構成の状況 (3年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	11人	7人	7人	7人	13人	11人	10人	10人	7人	10人	2人	95人

## (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	28年	29年	30年	31年	2年	3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	53	52	53	53	55	58	5(9.4%)
教育	13	13	12	13	12	11	△2(△15.4%)
消防							(%)
普通会計計	66	65	65	66	67	69	3(4.5%)
公営企業等会計計	31	30	32	33	29	26	△5(△16.1%)

総合計	97	95	97	99	96	95	△2(△2.1%)
-----	----	----	----	----	----	----	-----------

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

(注) 職員数が2名であるため、個人情報保護の観点から一部標記しておりません。

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 元年度の総費用に占 める職員給与比率
2年度	千円 182,038	千円 3,218	千円 ※	% ※	% ※

(注) 令和2年度は、資本勘定支弁職員はおりません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2年度	人 2	千円 ※	千円 ※	千円 ※	千円 ※	千円 ※	千円 6,790

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数については、3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。  
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
金山町	※歳	※円	※円
団体平均	44.0歳	358,069円	566,170円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

金山町（水道事業）		金山町（普通会計ほか）	
1人当たり平均支給額（2年度） ※千円		1人当たり平均支給額（2年度） 1,466千円	
(2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分		(2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	

(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
●役職加算 5～15%	●役職加算 5～15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (3年4月1日現在)

金山町 (水道事業)			金山町 (普通会計ほか)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 早期退職特別措置 (2～45%加算)			その他の加算措置 早期退職特別措置 (2～45%加算)		
1人当たり平均支給額		※	1人当たり平均支給額		20,344千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 (3年4月1日現在)

制度はありません

エ 特殊勤務手当 (3年4月1日現在)

制度はありません

オ 時間外勤務手当

支給実績 (2年度決算)	※千円
職員1人当たりの平均支給年額 (2年度決算)	※千円
支給実績 (元年度決算)	※千円
職員1人当たりの平均支給年額 (元年度決算)	※千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	子10,000円 配偶者・父母等6,500円	同		※千円	※円
住居手当	限度額28,000円	同		※千円	※円
通勤手当	交通機関利用 限度額55,000円 交通用具利用 限度額44,900円	同		※千円	※円
管理職手当	37,000円～45,000円	同		※千円	※円
休日勤務手当	祝日法による休日等勤 した場合	同		※千円	※円
宿日直手当	勤務一回 4,200円～20,000円	同		※千円	※円
管理職特別勤務手当	勤務一回 3,000円～6,000円	同		※千円	※円

寒冷地手当	月 7,360円～17,800円	同		※千円	※円
夜間勤務手当	1時間単価の25%	同		※円	※円